



## 第122回通常組合会開催 平成31年度予算等議決

2月23日(土)に第122回通常組合会が札幌ビューホテル大通公園において開催され、平成31年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の制定、平成30年度第1次・第2次補正予算、平成31年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

なお、組合員の方には、事業方針・予算などの詳細について、附録で公示(道医国保公示第431号)しているものを、別途、送付いたしますので、ご参照願います。

以下、第122回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時00分開会され、議員定数59名中、資格確認時15名(最終出席者数28名)、他に表決委任状提出者31名の出席があり組合会は成立した。

最初に、長瀬清理事長から挨拶があった。

### 長瀬理事長挨拶

『皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、また悪路、また寒さが厳しい折、全道各地からご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃より組合運営につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことを感謝を申し上げます。今年、今上天皇が退位されて、新天皇が即位されますことから、元号が変わる記念すべき年でございますが、この組合会におきましては平成のままで述べさせていただきます。

平成28年度から国庫補助が毎年3.8%減額され、既に3年が経過し20.6%まで削減されました。この段階的削減により、財政運営が大変厳しい状況となるとの判断で、平成29年度からの保険料を、段階的に引き上げさせていただくことを先の組合会でご容認いただきました。そのお陰をもちまして、平成29年度には単年度黒字を達成し、平成30年度におきましても単年度黒字を確保できる見通しとなっております。12月に開催しました平成30年度の保険料等検討委員会では、平成32年度を見据えて平成28年度答申を継続するとの答申をいただきました。組合員・被保険者の皆様方には、年々の負担増となっておりますが、組合財政の安定のためにもご理解とご協力をお願いする次第でございます。来年度、市町村国保の保険料も引き上げられますので、比較いたしましても、まだ保険料につきましては、お安いものと思われま

本日の組合会は、平成31年度の事業方針と歳入歳出予算の審議が、主な議題でございます。予算等につきましては、後ほど説明させていただきます。今後の保険給付費等の動向にもよりますが、平成31年



長瀬清理事長挨拶

度も引き続き保険料の収入増で、単年度黒字を見込んでおります。しかしながら超高額レセプトが発生した場合の不測の事態の対処につきましては、今の段階から準備して参りたいと考えております。あくまでも不測の事態への対応となりますが、本日の議題で、ご提案させていただきます。そして2年後、平成33年度の補助率が13%で維持されるか、更なる削減もあり得るのか、現在のところ全く不透明な状況でもございます。国会議員への陳情は欠かさずに行って参りたいと思います。また、後期高齢者支援金等補助金と介護保険給付費納付補助金におきまして、平成32年度から特定被保険者分の国庫補助が全く無くなりますことから、更に厳しい状況が見込まれますが、保険料等検討委員会にお諮りさせていただき、十分に検討して参りたいと考えております。本日お諮りする各議案につきましては、先生方に慎重に審議をしていただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

付け加えまして、今年もお願いさせていただきませんが、当組合の特定健診受診率がなかなか上がらず、全国と比較いたしましても見劣りがする状況でございます。是非、ご協力をお願いいたすところで。生活習慣病に起因した糖尿病性腎症の重症化予防が国の重点施策でございます。当組合といたしま



組合会議場



外園光一監事の監査報告

しても、今後も日曜日に健診できる機会を広げるため、健診機関にお願いし、受診機会を増やして行くことや、がん検診につきましても増強して参りたいと考えております。また、糖尿病との関係から、その起因の1つとも言われます「歯科疾患」がございます。当組合における疾病の第1位となっております。平成31年度からの新規保健事業といたしまして、「歯科健診」を取り入れて参ります。こちらにつきましても、是非、受診していただけるように広報活動を推進して参ります。当組合といたしまして、疾病予防に向けた保健事業につきましては、今年度も重点的に推進して参りたいと考えております。疾病予防によりまして療養給付費を抑える、つまり支出を防ぐ、これも財政健全化に繋がるものでございます。保険者機能の強化としても、求められているところであります。被保険者の皆様方ご自身の健康への意識を高めていただき、健康寿命をより伸ばせられるよう、保険者として努めて参りたいと思っております。平成31年度も健康増進事業を重点項目として、推進して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日は、組合会の終了後、当組合の60周年記念行事を挙げてさせていただきます。時節柄、本州からの来賓の方々には控えさせていただき、高橋知事をはじめ、道内関係者のみのご来賓をお迎えして開催させていただきます。ご出席いただける組合会議員の先生方には、長時間となりますが、よろしくお願いたします。甚だ簡単ではございますが、組合会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。』



長瀬清理事長挨拶後、深澤雅則副理事長の司会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の8名、うち6名が出席され、表彰を受けられた。

表彰後、長瀬清理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議事が再開され、佐藤信清議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

道南ブロック 北部檜山：岩間 焜 議員  
道北ブロック 旭 川 市：福井 康夫 議員

会議次第に従い、報告事項に入り「業務報告」は堀江洋三常務理事から、「監査報告」は外園光一監事からそれぞれ報告が行われ、質疑を求めたところ特になく、報告どおり承認された。

報告事項を終え、議長は佐藤信清議長から田代典夫副議長に交代し議案審議に入った。

#### 議案第1号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

##### 1. 平成30年度 北海道医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画制定について

※国民健康保険組合の組織運営における平成31年度版の法令遵守（コンプライアンス）の実践計画を制定した。

（施行期日：平成31年4月1日）

##### 2. 北海道医師国民健康保険組合職員給与規程の一部改正について

※北海道人事委員会の勧告における行政職給料表改正に基づく、平成30年度分の当組合職員給与規程別表第1の甲（給料表）の改正である。

（改正施行期日：平成30年度分

平成30年12月21日 施行

平成30年4月1日 適用）

##### 3. 平成30年度 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第1次補正について

※出産育児一時金等補助金が超過交付となり予算額に不足額が生じたための平成30年度歳入歳出



堀江洋三常務理事提案説明



三戸和昭常務理事提案説明

予算の第1次補正である。

◎平成30年度不足額

償還金	365千円増額補正
予備費	365千円減額補正

4. 平成30年度 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第2次補正について

※職員給与規程の一部改正の結果、平成30年度当初に計上している予算積立では「職員退職給与積立金」の年度末の積立率が100%に満たないことが判明したこと、また、平成29年度に交付を受けた国庫補助金の交付額の確定による超過交付額の返還を行うにあたり予算額に不足額が生じたための平成30年度歳入歳出予算の第2次補正である。

◎平成30年度不足額

積立金	73千円増額補正
償還金	23,178千円増額補正
予備費	23,251千円減額補正

専決事項4項目を一括上呈、1. 2. については堀江洋三常務理事から、3. 4. については三戸和昭常務理事から提案趣旨の説明が行われ、審議の結果、理事者提案のとおり承認可決された。

議案第2号 平成31年度 北海道医師国民健康保険組合事業方針について

議案第3号 平成31年度 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

議案第2号・議案第3号は関連があることから一括上程となり、議案第2号の『事業方針の主文』を事務局が朗読した後、堀江洋三常務理事から議案第2号の事業項目の詳細について説明が行われた。

続いて議案第3号については、三戸和昭常務理事から「平成31年度歳入歳出予算(案)」により、事項別明細等の説明が行われた。

審議の結果、第2号および第3号の両議案は原案どおり承認可決された。

※平成31年度の事業方針の概要は次のとおりの内容である。

平成28年度から「被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し」が行われ、国庫補助率が毎年3.8%ずつ削減されて、今年で4年目を迎えます。

平成31年度は、既に15.2%が削減された16.8%まで引き下げられます。

全国の医師国保組合では、保険料の引き上げや法定外積立金の取り崩しを行いながら、平成32年度の国庫補助率13%を見据えた組合運営に取り組んでいる状況です。

当組合では、平成28年度保険料等検討委員会で平成32年度までの中期計画を提案し、ご審議をいただきまして、第118回通常組合会に諮り議決をいただきました。

これによりまして、平成29年度から被保険者一律の保険料見直しを実施いたしましたことから、その財政効果により平成30年度も単年度黒字を確保できる見込みとなりました。単年度黒字が継続されておりますことから、平成30年度保険料等検討委員会におきまして、見直しの要否を諮りましたところ、平成32年度以降に備えることから、平成28年度答申を継続することで決議をいただきました。

引き続き組合員・被保険者の皆様方には、保険料引き上げにより負担増となりますが、組合の財政健全化を図るためにも、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成31年度予算編成の策定に関しまして、従来からの事業を踏襲して参りますが、引き続き単年度黒字の確保を念頭に置きながら、保険料収入が貴重な収入財源となりますので、経費削減には鋭意努力いたし事業運営をして参ります。

当組合のこの2年間の単年度黒字の要因は、保険料の引き上げ効果もございましたが、療養給付費が落ち着いていることもございます。療養給付費等の増加を防ぐには、国の施策でもある健康寿命の延伸となる保健事業を強化することが必須となります。

1つには、全国に比べ当組合の健診受診率がまだまだ低率なことから、皆様方には、1年に1度の健康診断を是非とも受診していただくよう強くお願いする次第です。

厚労省で定めたインセンティブ制度に対する評価項目であります特定健診・特定保健指導の実施率向上のためにも、組合員・被保険者の皆様方のご協力をお願いいたします。

2つには、データヘルス計画での重点項目となります生活習慣病を起因とした糖尿病性腎症重症化予防を当組合としても強化して参りたいと考えております。健診等による早期予防とともに、その起因の一つとも言われます歯科疾患に対しまして、平成31年度からは、新規保健事業として歯科健診を取り入れて参ります。歯科疾患が当組合での疾病第1位となっており、医療費適正化の観点からも積極的に推進して参ります。

2項目を掲げましたが、組合員・被保険者の皆様方に日頃からの健康増進への意識強化を図りながら、医療保険者としての義務を果たして参ります。

当組合として、疾病予防の保健事業を強化し、療養給付費等の支出を防ぐことも財政健全化に向けた有用な手段となりますことから、組合員・被保険者の皆様方の一層のご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

#### ※平成31年度予算規模

- ・平成31年度予算総額(A) 2,265,795千円
- ・平成30年度第2次補正後予算総額(B) 2,108,879千円
- ・比較増減(A-B) 156,916千円 (7.4%増)

#### ※平成31年度保険料賦課額

- ・平等割賦課額
  - 第1種・第2種組合員(1人につき) 年額69,600円 月額5,800円
  - 第3種組合員(1人につき:前年同様) 年額24,000円 月額2,000円
- ・所得割賦課額(前年同様)
  - 料率 前年中総所得金額の1,000分の14
  - (ただし、第2種組合員(医育機関医師会所属)は所得割賦課額として年額60,000円を加算いたします。)
  - 最高限度額(年額) 520,000円
- ・均等割賦課額
  - (組合員以外の被保険者1人につき) 年額80,400円 月額6,700円
- ・後期高齢者支援金等賦課額
  - (全被保険者1人につき) 予定年額55,560円 予定月額4,630円

#### ・介護納付金賦課額

(40～64歳の被保険者1人につき)

予定年額61,080円 予定月額5,090円

#### 議案第4号 北海道医師国民健康保険組合一時借入金 金の限度額を設定することについて

借入限度額	金 100,000,000円 以内
借入理由	保険給付費の支払い財源に不足が生じた時
借入先	北海道国民健康保険団体連合会

三戸和昭常務理事から提案趣旨の説明が行われ、質問を求めたところ特になく、挙手による採決が諮られた。挙手全員により理事者提案のとおり承認可決された。

すべての議事は終了し、閉会にあたり長瀬清理事長から閉会の挨拶がなされ、第122回通常組合会は午後4時26分閉会となった。

### 被表彰者は8名

#### 平成30年度被表彰者名簿

- ※ 組合会議員として10年以上在任された方
  - 函館市支部 佐藤 信 清 議員
  - 岩見沢市支部 鎌田 理 議員
  - 空知支部 村山 節 男 議員
  - 深川支部 高橋 公平 議員
- ※ 組合会議員及び支部長として10年以上在任された方
  - 余市支部 佐野 道 朗 議員
  - 留萌支部 川上 康 博 議員
- ※ 組合職員として10年以上在任された方
  - 職員 本田 明
  - 職員 有田 史 哉

## 平成31年度 歳入・歳出予算の概要

【歳入】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	【歳出】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,529,202	5.1	67.5	1. 会議費	32,834	6.2	1.4
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	138,316	0.6	6.1
3. 国庫支出金	226,754	△ 17.7	10.0	3. 保険給付費	991,408	0.7	43.8
4. 前期高齢者交付金	56,831	260.4	2.5	4. 介護納付金	180,100	2.3	7.9
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5. 共同事業拠出金	66,280	△ 19.5	2.9
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6. 後期高齢者支援金等	315,901	2.9	13.9
7. 共同事業交付金	46,843	△ 2.4	2.1	7. 前期高齢者納付金等	21	△ 4.5	0.0
8. 財産収入	170	△ 6.6	0.0	8. 保健事業費	128,805	28.0	5.7
9. 繰入金	5	0.0	0.0	9. 積立金	6,160	△ 11.2	0.3
10. 繰越金	400,000	33.3	17.7	10. 諸支出金	4,000	△ 84.9	0.2
11. 諸収入	5,987	△ 59.0	0.3	11. 予備費	401,970	57.0	17.7
歳入合計	2,265,795	7.4	100.0	歳出合計	2,265,795	7.4	100.0

※前年度比は、平成30年度第2次補正後予算額との比較。△はマイナス。

## インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設し、皆様に、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。

毎年3月から4月は、組合員および被保険者の方々の異動が著しい時期になります。

協会けんぽへのご加入、ご家族のご就職、従業員員の雇用・退職、自宅の転居など、組合への届け出の手続きが必要となりますが、国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。

**届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険給付等に影響します**ので、ご注意願います。

なお、各種申請(届け出)用紙はホームページからも入手できますので、是非ホームページのご活用をお願いいたします。

\*北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目

北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合

TEL 011-271-7471

FAX 011-241-6414

## 道医師国保組合のお知らせ

## 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

届け出が必要な場合		届出用紙
組合員が組合員資格を喪失するとき	道外に住所を変更したとき、他の医療保険に加入したとき 北海道医師会を退会したとき、医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき、死亡したときなど	被保険者資格喪失(脱退)届 【組合員(医師)世帯全員用】 様式第16号①
医師組合員の家族が被保険者資格を取得するとき	組合員と同一世帯になったとき(婚姻・転入・世帯合併)、他の医療保険の資格を喪失したとき(退職、任意継続期間満了等)、子どもが生まれたときなど	被保険者資格取得届 【家族追加用】 様式第15号③
医師組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき	組合員と別世帯になったとき(婚姻・転出・世帯分離)、他の医療保険に加入したとき(就職等)、死亡したときなど	被保険者資格喪失届 【家族用】様式第16号③
従業員(准組合員)が被保険者資格を取得するとき	組合員の開設又は管理する医療機関で、75歳未満の従業員を採用したときなど(健康保険適用事業所を除く)	被保険者資格取得届 【従業員(准組合員)新規用】 様式第15号② 新規加入時現況届 【従業員用】
准組合員が被保険者資格を喪失するとき	組合員(医師)が組合員資格を喪失したとき、組合員の管理する医療機関を退職したとき、他の医療保険に加入したとき、死亡したときなど	被保険者資格喪失届 【准組合員(従業員)世帯全員用】 様式第16号②
准組合員の家族が被保険者資格を取得するとき	准組合員と同一世帯になったとき(婚姻・転入・世帯合併)、他の医療保険の資格を喪失したとき(退職、任意継続期間満了等)、子どもが生まれたときなど	被保険者資格取得届 【家族追加用】 様式第15号③
准組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき	准組合員と別世帯になったとき(婚姻・転出・世帯分離)、他の医療保険に加入したとき(就職等)、死亡したときなど	被保険者資格喪失届 【家族用】 様式第16号③
住所・氏名が変更になったとき	住所変更	住所・氏名変更届 様式第17号 (医師組合員のみ委任状の添付が必要)
	氏名変更	
修学中の家族が所在地の特例により引き続き被保険者となる時	該当	第116条該当・非該当届 様式第20号
	非該当	

## ※ 届け出用紙の備付(本組合ホームページからも入手できます。)および届け出先

各支部(所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局)

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

\* ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合：業務(資格)係

TEL 011-271-7471